

◆手順1 入力画面に進む

メニュー画面の「複数の収入がある方」ボタンから入力画面に進んでください。

水と緑と詩のまち
前橋市
Maebashi City

あなたの個人住民税が
いくらになるか試算できます。

「個人住民税はいくらになるの?」「税制改正の影響は?」
そのような方は、ぜひ、住民税額シミュレーション機能をご利用ください。

主なご利用方法・注意点

- ・給与所得や公的年金等の源泉徴収票を見ながら入力していただくことと市民税・県民税の税額が試算できます。
- ・入力した収入・所得、所得控除の情報を基に市民税・県民税申告書を作成し、自宅のプリンターから印刷できます。
- ・一部の事項(事業等従者、配当所得について必要経費のある方、給与の特定支出控除のある方)については試算、申告書の作成に対応していません。
- ・分離課税所得がある方については、試算はできますが、申告書の作成はできません。
- ・作成した申告書は関係書類とともに郵送で提出することができます(電子申告には対応していません)。
- ・ふるさと納税の金額の有無にかかわらず「自己負担額の2,000円を除いた全額が住民税及び所得税から控除されるふるさと納税額の目安」を確認できます。

計算したい年度を選択後、以下のボタンから各ページへ進んでください。

平成30年度(平成29年中収入)の住民税額を計算します。

給与収入のみの方	給与収入のみの方は源泉徴収票を入力することで、税額の試算から住民税申告書作成までができます。
年金収入のみの方	年金収入のみの方は源泉徴収票を入力することで、税額の試算から住民税申告書作成までができます。
複数の収入がある方	複数の収入がある方は、こちらで税額の試算から住民税申告書作成までができます。
収入がなかった方	収入がなかった方は、こちらで住民税申告書を作成できます。

◆手順2 生年月日を入力する

生年月日を入力し、次の入力画面に進むため「給与所得の源泉徴収票」ボタンをクリックしてください。

水と緑と詩のまち
前橋市
Maebashi City

あなたの個人住民税が
いくらになるか試算できます。

各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>>
申告される方の生年月日を入力してください。(※入力必須)

申告される方の生年月日 年 月 日

源泉徴収票を入力される場合はこちらのボタンを押してください。
(※「給与と公的年金等」が「公的年金等その他の所得」など、所得の種類が複数ある方は選択しないでください。)

給与所得の源泉徴収票 公的年金等の源泉徴収票

◆手順4 源泉徴収票に記載のない内容を入力する

源泉徴収票に記載のない内容を入力します。前橋太郎さんの場合、「医療費控除」、「配偶者控除」、「扶養控除」及び「16歳未満の扶養親族」を追加したいので、次のように入力します。

所得から差し引かれる金額		
雑損控除	詳細入力	円
医療費控除	詳細入力	円
社会保険料控除	詳細入力	円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除	詳細入力	円
地震保険料控除	詳細入力	円
寡婦(寡夫)控除	詳細入力	円
勤労学生・障害者控除	詳細入力	円
配偶者控除	詳細入力	円
配偶者特別控除	詳細入力	円
扶養控除	詳細入力	円
基礎控除		330,000円
合計		330,000円

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 [TOPへ戻る](#)

① 医療費控除の入力

医療費控除の詳細情報を入力してください。

申告区分
※セルフメディケーション税制は従来の医療費控除との選択適用となります。

支払った医療費・医薬品購入費 **300,000** 円

保険金などで補てんされる金額 **100,000** 円

・ 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>
 ・ 「入力完了」ボタンで上記の項目を計算し、計算結果が前画面に表示されます。
 ・ 「キャンセル」ボタンでこの画面の入力を取り消します。
 ・ 「詳細情報をクリア」ボタンで上記の項目をクリアし、前画面の金額を変更します。

② 配偶者控除の入力

配偶者控除の詳細情報を入力してください。

配偶者の生年月日 昭和 50年 5月 5日

給与収入金額 876,543 円

年金収入金額 円

上記以外の所得 円

・ 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>
 ・ 「入力完了」ボタンで上記の項目を計算し、計算結果が前画面に表示されます。
 ・ 「キャンセル」ボタンでこの画面の入力を取り消します。
 ・ 「詳細情報をクリア」ボタンで上記の項目をクリアし、前画面の金額を変更します。

③ 扶養控除及び16歳未満の扶養親族

以下のどちらかを選択して扶養控除の詳細情報を入力してください。
一方を選択した場合、他方は入力できません。

人数から控除額を計算する場合

一般扶養	人
特定扶養(19歳以上23歳未満)	人
老人扶養(70歳以上)	人
同居老親等扶養	人
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	人

生年月日から控除額を計算する場合

扶養親族の生年月日(1人目)	平成	13年	12月	12日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(2人目)	平成	17年	7月	17日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(3人目)	▼	年	月	日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(4人目)	▼	年	月	日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(5人目)	▼	年	月	日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(6人目)	▼	年	月	日	<input type="checkbox"/> 同居
扶養親族の生年月日(7人目)	▼	年	月	日	<input type="checkbox"/> 同居

※70歳以上で同居にチェックがある場合は同居老親等扶養として扱います。
直系尊属(父母、祖父母等)以外に同居している場合でも同居にチェックをしないでください。
※16歳未満の扶養親族は非課税判定及び障害者控除の対象者として使用します。

・ 各入力項目の入力方法についてはこちらへ [入力項目について](#) >>
 ・ 「チェック」ボタンで生年月日等から扶養控除の種類を判定し、人数が表示されます。
 ・ 「入力完了」ボタンで上記の項目を計算し、計算結果が前画面に表示されます。
 ・ 「キャンセル」ボタンでこの画面の入力を取り消します。
 ・ 「詳細情報をクリア」ボタンで上記の項目をクリアし、前画面の金額を変更します。



ここでは「生年月日から控除額を計算する場合」の欄に入力していますが、「人数から控除額を計算する場合」の欄から入力することも可能です。

◆手順5 市民税・県民税申告書のPDFファイルを作成する

手順4の後、画面下方の「税額計算」ボタンをクリックすると、「税額試算結果」画面が表示されます。この画面が表示されたら、「申告書作成」ボタンを押すと、市民税・県民税申告書（PDF）形式のダウンロードが開始されますので、お使いのパソコンに保存するなど、適宜ご対応ください。

所得から差し引かれる金額		
雑損控除	詳細入力	円
医療費控除	詳細入力	100,000円
社会保険料控除	詳細入力	800,000円
小規模企業共済等掛金控除		円
生命保険料控除	詳細入力	70,000円
地震保険料控除	詳細入力	25,000円
寡婦(寡夫)控除	詳細入力	円
勤労学生・障害者控除	詳細入力	円
配偶者控除	詳細入力	330,000円
配偶者特別控除		円
扶養控除	詳細入力	330,000円
基礎控除		330,000円
合計		1,985,000円

入力が完了したら税額計算ボタンを押してください。

税額計算

税額試算結果 所得金額、所得控除額の内訳は[こちら](#)をご覧ください。

算出税額			
税額	市民税	所得割額	31,500円
		均等割額	3,500円
	県民税	所得割額	21,000円
		均等割額	2,200円
		年税額	58,200円
控除不足額	市民税		円
	県民税		円
	充当額		円
		還付額	円
		充當後年税額	58,200円

※市民税・県民税均等割額は地方税の臨時特例法の施行に伴う個人住民税の均等割の税率の引上げ分としてそれぞれ500円が加算されています。

※また、県民税均等割額には、森林を守るための財源として、「ぐんま緑の県民税」700円が加算されています。

市民税・県民税申告書を作成される方は[こちら](#)のボタンを押してください。

申告書作成

平成 30 年度 市民税・県民税申告書

整理番号 441-

(宛先) 前橋市長 受付印 平成 年 月 日提出	個人番号	前橋市		氏名		
	1月1日の住所	前橋市		氏名		
	現住所			生年月日	昭 50 年 1 月 1 日	
	世帯主の氏名	続柄	職業・屋号	電話番号		

	(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 専従者控除額	所得金額(A)-(B)-(C)	所得金額
	1 所得金額				
営業等					①
農業					②
不動産					③
利子					④
配当					⑤
給与	⑦ 5,000,000円			「申告の手引き」で求めた所得金額を⑥へ	⑥ 3,460,000
雑給					
公的年金等	⑧			「申告の手引き」で求めた所得金額を⑦へ(「その他雑所得」があれば加算して⑦へ)	⑦
その他					
所得金額の求め方	(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 特別控除	(D) (A)-(B)-(C)	所得金額
総合課税の譲渡一時					
短期				⑧の金額を⑧へ	⑧
長期				⑧×1/2の金額を⑨へ	⑨
一時				⑧×1/2の金額を⑩へ	⑩
所得金額の合計(①~⑩までの計)					⑪ 3,460,000

※ 分離課税に係る所得等のある方は、別紙「分離課税等用」を併せて提出してください。

※所得のなかった方は裏面10に記入してください。

◆手順6 必要箇所を補記し、印刷・提出する

市民税・県民税申告書のPDFファイルをダウンロードしたら、必要箇所を補記します。
特に申告する方の住所・氏名や、控除対象配偶者及び扶養親族の氏名等、障害者控除の該当者の方の氏名及び障害の等級は必ず補記が必要です。補記が終わったら、添付書類とあわせて紙印刷した申告書を市民税課、各支所税務課までご提出ください。
 なお、この例では補記項目をPDFファイル上で入力していますが、印刷後に手書きで補記しても構いません。

平成 30 年度 市民税・県民税申告書

整理番号 441-					
(宛先) 前橋市長	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	別荘名 マエハシタロウ	氏名 前橋 太郎	生年月日 昭 50年 1月 1日	電話番号 027-111-1111
受付印	1月1日の住所 前橋市 OO町1番地	氏名	前橋 太郎	生年月日	昭 50年 1月 1日
平成 年 月 日提出	現住所 同上	職業・種別 会社員	続柄 本人	電話番号	027-111-1111
世帯主の氏名 前橋太郎		所得のなかつた方は裏面10に記入してください。			

1 所得金額	④ 収入金額		⑤ 必要経費		⑥ 専従者控除額		⑦ 青色申告特別控除額		所得金額(④-⑤-⑥-⑦)	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
営業等										
農業										
不動産										
利子										
配当										
給与	②	5,000,000							⑧	3,460,000
雑	④								⑨	
公的年金等									⑩	
その他									⑪	
所得金額										3,460,000

所得金額の合計(①～⑩までの計) 3,460,000

※ 分離課税に係る所得等のある方は、別紙「分離課税等用」を併せて提出してください。

2 専従者控除	個人番号	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
⑫						
※営業等、不動産の内訳は裏面に記入してください。						合計 ⑬

3 所得から差し引かれる金額	雑損控除		医療費控除		社会保険料控除		生命保険料控除		地震保険料控除		本人条件控除		配偶者控除		扶養控除		
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	
雑損控除	⑬		医療費控除	⑭	100,000	社会保険料控除	⑮	800,000	生命保険料控除	⑯	70,000	地震保険料控除	⑰	25,000	本人条件控除	⑱	330,000
配偶者控除			配偶者の所得	⑲		配偶者特別控除額	⑳		扶養親族障害者控除額合計	㉑		基礎控除	㉒	330,000	所得から差し引かれる金額の合計(⑬～㉑までの計)	㉓	1,985,000

4 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法		<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収)		<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)	
控除対象配偶者	扶養	障害者	本人	基礎	その他
一般 老人 同居	老人 一般 特定 同居	障害 普 未成年	特 普	一般 特別	寡夫 勤労 年少
生命保険料	地震保険料	番号確認	本人専任確認	居住確認	扶養親族確認
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済			

※前橋太郎さんの場合は、裏面(2枚目)の補記は不要

<参考>

裏面（2枚目）で入力できる箇所の内容は次のとおりです。

5 事業所得（営業等）に関する事項

収入		必要経費	
期首棚卸高	仕入金額	租税公課	経費
1	売上金額	水道・光熱費	
2		旅費・通信費	
3		広告・宣伝費	
4		損害保険料	
5		修繕費	
6		消耗品費	
7		減価償却費	
8		給料・賃金	
9		借入金利息	
10		地代・家賃	
11			
12			
計	①	②	③
自家消費雑収入	期末棚卸高	必要経費合計	専従者控除
収入合計	売上原価	専従者控除前の所得	所得金額
④	⑤	⑥	⑦

◎減価償却費の内訳を記入してください。（定額法）

6 不動産所得（家賃・部屋代・地代等）に関する事項

不動産の所在地	種別	月額	月数	年額
賃借人の住所・氏名	アパート住宅 店舗・土地			
	権利金・礼金			
必要経費	収入合計			⑧
租税公課	借入金利息			⑨
損害保険料	必要経費合計			⑩
修繕費	所得金額⑧-⑩			
減価償却費				
給の料支払先	氏名			
	氏名			

※記入欄が不足する場合は、別途「給与支払報告書」を作成

名称	面積・数量	取得年月	取得価額	耐用年数	償却率	本年分償却額 (7)×(8)×(9)	経費算入額 (8)×(9)	未償却残高

前年中に収入のなかった方は、この欄に生活状況を入力してください。
 (1)、(3)はPDFファイル上で入力できます。
 (2)は該当する項目で「▼」を押すことでO印が付きます。

7 配当金

割額の控除に関する事項

配当割額控除額	都道府県、市区町村分	寄附先	寄附金額
株式等譲渡所得割額控除額	住所地の共同基金会、日赤支部分		
	条例指定分	群馬県指定分	
		前橋市指定分	

9 給与（日給）等所得者の月別収入状

日雇又は源泉徴収をしていない事業所などに勤務している方は雇用主から給与の支払証明書を受けるか、下記に月別の金額を記入し雇用主の証明を受けてください。ただし、事業所が一定でない場合は、日給及び勤務日数を記入してください。

月別	日給額	日数	月収	社会保険料	源泉徴収額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					
合計					
勤務先所在地					
勤務先名					
勤務先電話番号					

10 前年中に所得がなかった方は、下の欄へ記入してください。

(1) 下記の人から扶養されていた、援助(仕送り)を受けていた。
 住所
 氏名
 また、学生の場合、本年1月1日現在で記入してください。
 学校名 年生

(2) 下記のいずれかを受給していた場合、当てはまる項目にO印
 ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 失業保険 エ 労災保険
 オ 生活保護 その他()
 受給期間 年 月 月まで 年間受給額 円

(3) その他(理由及び生活費の入手など)

11 事業税に関する事項

非課税所得など	課税額	
機軸過重の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など	課税額	
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		